

第3章

安全で快適・便利なまちづくり

第1節 安全なまちをつくる

- 第1項 防犯体制の強化
 - (1) 防犯組織の体制整備
 - (2) 防犯意識の高揚
 - (3) 防犯環境の整備
 - (4) 空家対策の充実
- 第2項 交通安全対策の充実
 - (1) 交通安全意識の向上
 - (2) 道路交通環境の整備
 - (3) 道路交通秩序の維持
 - (4) 交通事故被害者支援の推進
- 第3項 震災等対策の強化
 - (1) 防災意識の普及啓発
 - (2) 危機管理体制の確立
 - (3) 防災体制の充実・強化
 - (4) 災害時要援護者の支援
 - (5) 被災者への支援
 - (6) 建築物の耐震化の促進
- 第4項 治水対策の充実
 - (1) 溢水対策の整備推進
 - (2) 県管理河川、土地改良区管理水路の整備促進
 - (3) 利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進
 - (4) 減災対策の推進
 - (5) 水防体制の充実
- 第5項 消防・救急力の強化
 - (1) 広域消防体制の充実
 - (2) 消防団活動の充実
 - (3) 救急体制の充実
 - (4) 消防・救急に対する意識の高揚
- 第6項 消費者のくらしの安全確保
 - (1) 消費生活の安全・安心の確保
 - (2) 安全で安心な食品・農産物の供給
 - (3) 安全な水道水の安定的な供給

第2節 暮らしに便利なまちをつくる

- 第1項 土地利用と市街地の整備
 - (1) 土地利用の計画的推進
 - (2) 都市整備の計画的推進
 - (3) 居住環境の向上と定住の促進
- 第2項 道路・交通網の充実
 - (1) 国・県道の整備促進
 - (2) 幹線市道の整備
 - (3) 生活道路の整備
 - (4) 道路環境の維持・向上
 - (5) 公共交通の維持・充実
 - (6) 橋りょうの整備促進
- 第3項 身近で便利な市役所づくり
 - (1) 窓口サービスの向上
 - (2) 情報基盤の活用と個人情報の保護
 - (3) 電子市役所の推進

第1項 防犯体制の強化

基本方針

市民が犯罪に巻き込まれることなく、日常生活の安全が確保されたまちづくりを実現するため、自主防犯組織の設立・支援や子どもの見守り体制の整備を推進するとともに、様々な手段により犯罪の発生状況等の情報を提供します。

また、暗く危険な箇所へのLED防犯灯の設置や公共空間への防犯カメラの設置により、犯罪が発生しにくい環境を整備するほか、地域で問題となる空家の放置防止や空家の活用促進を図ります。

● 現状と課題

これまで、自治協力団体を母体とする自主防犯活動や地域一体となった子どもの見守り体制の推進、防犯関係団体と連携した啓発や情報提供活動、防犯性に配慮した施設整備などの取組により、本市における刑法犯の発生件数は着実に減少しています。

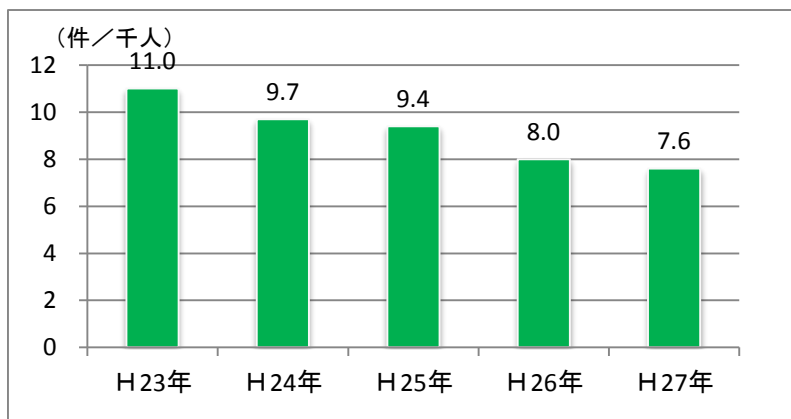
しかしながら、市民の身近なところで起こる自転車の盗難などの犯罪はいまだ多く発生しており、手口が巧妙化する高齢者を狙った振り込め詐欺や、増え続けている空家のうち、地域の生活環境に著しく悪影響を与える管理不全な空家等の対策など、新たな課題への対応強化が必要です。

さらに、日頃から市民一人ひとりが犯罪から身を守る行動を促すために、警察署と連携した迅速・的確な情報の提供が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市みんなで作る防犯のまちづくり推進計画	29-33	「市」、「市民」、「事業者」及び「土地建物所有者」などの協働による市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、必要な施策を総合的に推進するための計画
加須市空家等対策計画	28-32	市内の空家の適正管理と利活用促進を具体的に進めていくため、国の基本指針に即し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な計画

■人口1,000人当たりの刑法犯発生件数



資料：加須警察署

● 具体的な施策

(1) 防犯組織の体制整備

地域の防犯力の強化を図るため、自主防犯組織の設立・活動を支援します。

また、子どもたちを犯罪から守るため、民間組織と連携した青色回転灯装備車両によるパトロールを実施するほか、地域一体となった見守り体制の推進に努めます。

(2) 防犯意識の高揚

警察署との連携を強化し、犯罪発生情報などを「防災行政無線」や「かぞホッとメール」を活用し、迅速に情報発信を行うとともに、市ホームページや広報紙などで犯罪情報の提供を図ります。

(3) 防犯環境の整備

地域の暗く危険な箇所を解消するため、防犯灯の整備を推進します。

また、公共空間における防犯性の向上のため、防犯カメラの設置や道路、公園の適正な施設管理に努めます。

(4) 空家対策の充実

加須市空家等対策計画に基づき、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす管理不全な空家への指導等を行うほか、空家所有者等の利活用方向が決まらず放置されている空家の活用促進などに努めます。

● 協働のまちづくり

自主防犯組織などと協働し、犯罪に関する情報の共有などを通じて防犯意識の高揚を図り、地域の防犯力の強化に努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
人口 1,000 人当たりの犯罪発生件数	7.6 件	6.4 件	5年間で 15%減少
自主防犯組織の組織率(自治協力団体数ベース)	69.3%	80.0%	
問題のある空家の改善数	—	400 件	空家実態調査で「問題あり・やや問題あり」と判定された空家の改善数

第2項 交通安全対策の充実

基本方針

交通事故を防止し、安全で快適なまちづくりを実現するため、交通弱者と言われる子どもや高齢者等に重点をおきながら、世代に応じた交通安全教育や啓発活動を、交通安全関係団体と連携し地域一体となって推進します。

また、交通事故の実態や通学路の危険箇所などを把握し、優先性を考慮した効果的な交通安全施設の整備を図るため、地域と連携して交通安全対策を推進します。

● 現状と課題

交通事故の当事者とその家族の平穏な生活を一瞬にして奪う悲惨な交通事故を防止するため、これまで交通安全運動を展開し、交通安全教育や交通安全啓発を実施してきましたが、依然として高齢者や自転車乗用中の交通死亡事故が発生しています。

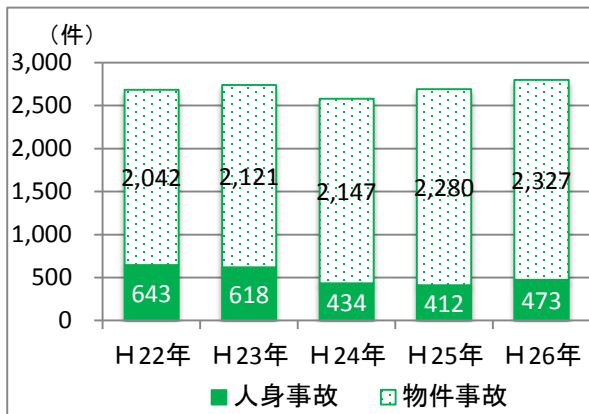
交通事故のない安全で快適なまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりの交通安全意識の向上と、歩行者や自転車利用者の安全に配慮した道路交通環境づくり、交通ルール無視による交通事故防止を目的とした道路交通秩序の維持、交通事故被害者等に対する支援の推進が必要です。

また、これらを推進するため、行政はもとより、市民、交通安全関係団体との連携が重要です。

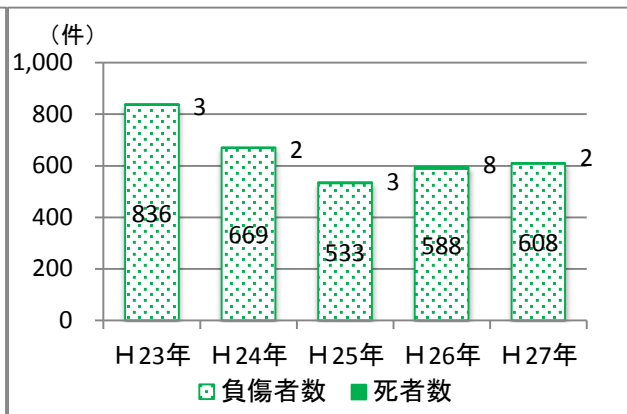
● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市交通安全計画	28-32	安全で快適な交通社会の実現に向け、「市」、「事業所、関係機関・団体」、「市民」との協働により必要な施策を総合的に推進するための計画

■加須市交通事故年別推移



■加須市交通事故死傷者数



資料：加須警察署

● 具体的な施策

(1) 交通安全意識の向上

市民の交通安全意識の向上を図るため、警察署や交通安全関係団体等と連携した交通安全教育や啓発活動を推進します。特に、高齢者や自転車乗用中の交通事故が多発しているため、高齢者の交通安全教育と自転車の安全利用の促進を強化します。

(2) 道路交通環境の整備

市民を交通事故から守るため、交通事故多発箇所や通学路、地域の危険箇所を把握し、優先性を考慮した交通安全施設（道路照明灯や道路反射鏡、路面標示等）の整備に努めます。

また、子どもから高齢者、障がい者などあらゆる歩行者や自転車利用者の通行の安全を確保するため、自転車歩行者道の整備、信号機の設置や効果的な交通規制などを実施するほか、放置自転車対策などの道路交通環境の改善に努めます。

(3) 道路交通秩序の維持

交通ルール無視による交通事故を防止し、交通事故による被害を軽減するため、警察署に対し交通指導の取締りの強化を要請するとともに、暴走族取締り強化月間や不正改造車排除運動を推進し、公共に脅威を及ぼす暴走族等を許さない地域づくりに努めます。

(4) 交通事故被害者支援の推進

交通事故に関する相談を受けられる窓口などを活用し、交通事故被害者に対する支援を推進します。

● 協働のまちづくり

交通安全関係団体などと協働し、地域一体となって交通安全運動を推進します。

また、自治協力団体やPTAなどと協働し、危険箇所の把握に努め、道路交通環境の整備を推進します。

● 指標

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	備考
人身事故発生件数	467件	320件	5年間で30%減少
物件事故発生件数	2,098件	1,880件	5年間で10%減少
交通事故負傷者数	608人	420人	5年間で30%減少

第3項 震災等対策の強化

基本方針

平成23年3月に発生し甚大な被害をもたらした東日本大震災による経験を踏まえ、災害に備えたまちづくりを推進するため、地域防災計画に基づき、建築物の耐震・不燃化、避難所などの整備や災害時に役立つ防災・災害知識の普及に努めます。

また、地震や火災、竜巻等の各種災害から市民の生命や身体、財産を守るため、自主防災力を高めるとともに、消防団など防災関係機関や団体と連携し、防災体制の強化を図ります。

自助・共助・公助の連携による被害を最小化する減災への取組を推進します。

● 現状と課題

突然の震災が地域に与える被害は甚大であり、市民の生命や財産を守るためには、様々な事態を想定した防災体制を構築するとともに、防災施設を整備することが必要です。

また、災害発生時の被害を最小にするために市民の防災意識を啓発するとともに、高齢者や障がい者など災害時に援護が必要な市民（災害時要援護者）に対する避難に関する適切な情報の伝達、避難誘導、安否確認・避難状況の把握ができる体制の整備が必要です。自分たちの地域は自分たちで守るという自主防災組織の組織率の向上や育成支援を推進することが必要です。

災害は、地震や火災、竜巻などの自然災害はもとより、テロなど外部からの武力攻撃等の事態なども考えられます。

これらの災害による市民の生命や財産、市政や経済活動に重大な影響を及ぼす危機事象をより早く察知し、迅速で適切な対応をするため、市の危機管理体制を強化するとともに、国や県、関係機関、団体などと連携・協力し、危機管理対策を図ることが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域防災計画	24-	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	26-	武力攻撃事態、緊急処理事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画
加須市災害時要援護者支援計画	24-	災害時の要援護者の支援に迅速かつ円滑に取り組める支援体制づくりなどの基本事項を定めた計画
加須市建築物耐震改修促進計画	28-32	市内の建築物の耐震化を計画的かつ迅速に促進するための計画

■本市が備蓄する食糧数（平成27年度）（単位：食）

乾パン・ビスケット・クラッカー	27,840
アルファ米	16,750
乾燥粥(白粥)	1,050
わかめご飯	1,050
缶入り(パン・ビスケット)	5,040
計	51,730

資料：危機管理防災課

● 具体的な施策

(1) 防災意識の普及啓発

防災に関するパンフレットなどによる情報提供や防災訓練、防災学習などを充実し、市民一人ひとりの防災に対する意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の設立や活動の支援による地域の防災力の向上に努めます。

(2) 危機管理体制の確立

地震や火災、竜巻などの自然災害、原子力発電所の事故による放射能の影響、武力攻撃や大規模テロ等の緊急処理事態などの災害対策や新型インフルエンザ等の感染症など、あらゆる危機を想定した対応マニュアル等を整備し、危機管理発生時に迅速に対応できるよう、危機管理体制の確立を図ります。

(3) 防災体制の充実・強化

大規模災害による被害を最小限にとどめるため、あらゆる場面を想定した初動体制の強化とともに災害用備蓄品の充実や防災訓練などによる防災体制の充実・強化を図ります。

防災広報体制の充実を図り、災害時における情報の提供に努めるとともに、小学校を中心とした拠点避難所などを充実し、災害時における安全・安心な場所の確保に努めます。

災害時における復旧活動については、危険箇所の応急復旧の迅速な対応に努めるとともに、人的・物的支援体制を構築するための災害時相互応援協定を締結している関係市町との連携を図ります。

災害発生時の応急対策として、飲料水や非常用食糧、生活必需品などの災害用備蓄品を計画的に備蓄・整備するとともに、その充実を図り、災害用備蓄品及び資機材等が不足するなどの場合に備えて、各種事業者、民間団体との災害時応援協定の締結を推進します。

(4) 災害時要援護者の支援

高齢者や障がい者など災害時要援護者への支援を充実するために自治協力団体や自主防災組織及び様々な関係団体等と連携して、災害情報の提供や避難誘導体制の整備を図るとともに、援護を必要とする市民に的確な支援が提供できるように災害時要援護者の登録に努めます。

(5) 被災者への支援

生活再建支援や住宅復旧など、被災者への支援の充実を図ります。

(6) 建築物の耐震化の促進

災害から市民の生命、身体、財産を守るため、公共建築物の耐震強化を実施するとともに、住宅の耐震化を支援します。

● 協働のまちづくり

自主防災組織と協働し、迅速な行動が行えるように防災訓練や啓発活動などを通じて防災意識の高揚を図り、防災力の強化に努めます。

また、災害時要援護者支援制度の充実を図るとともに、市と地域で情報を共有し、避難体制の環境整備に努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	備考
自主防災組織率	71.2%	86.1%	加入世帯数/組織されている地域の世帯数×100
多数のものが利用する建築物の耐震化率(3階建かつ床面積1000㎡以上)	95.3%	98%	
総合防災訓練、地区防災訓練、自主防災訓練参加者数	4,571人	5,830人	

第4項 治水対策の充実

基本方針

台風等の水害による溢水や浸水被害を防止するため、排水路・排水機場・調整池などの適正な維持管理を行うとともに、市内を流れる河川や水路の整備促進を図り、流域を含めた広域的な視点による整備に努めます。

また、市民の安全を確保するため、洪水情報等の確実な伝達に努め、水害対策を充実するとともに、国が進める利根川の堤防強化対策や広域避難地の整備などの治水事業を促進するなど総合的な治水対策に努めます。

現状と課題

集中豪雨などに伴う水路溢水や道路冠水による浸水被害が発生していることから、排水路の計画的な整備や排水機場と調整池の適正管理、さらに流末となる県管理河川や土地改良区管理排水路の改修など、広域的な視点による内水氾濫対策が必要です。

また、加須市は、昭和22年9月に発生したカスリーン台風によって利根川や渡良瀬川の堤防が決壊し、甚大な被害を受けた経験があることから、首都圏氾濫区域堤防強化対策の整備をはじめとした利根川や渡良瀬川の治水対策が必要です。

大規模水害発生の際に、洪水から人命を守り被害を最小限にするため、市民への確かな情報提供を行い、円滑な避難行動が行えるように、利根川や渡良瀬川の洪水を想定した避難訓練を実施するなど、市民の防災意識の高揚を図ることが必要です。また、水防活動の実践力向上を図るため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の洪水に備えた水防体制を強化・充実するなど、総合的な治水対策が必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域防災計画 (風水害対策編)	24-	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
水防計画 (加須市・羽生市水防事務組合)	—	利根川及び渡良瀬川の洪水被害を警戒、防御、軽減するため、水防団の活動等の水防上必要な事項を、加須市・羽生市水防事務組合が定めたもの
加須市溢水対策計画	28-32	溢水被害の早期解消を図るため、計画的・効果的な市管理水路や道路側溝の整備を推進するための計画。また、関係する県管理河川や土地改良区管理水路の整備促進なども含めた総合的な計画

■ 利根川堤防漏水による水防活動（加須市大越地内）



写真は、平成27年9月10日の関東・東北豪雨による利根川の増水によって、大越地先で漏水が発生し、水防団が釜段工による水防活動を実施したものです。

釜段工は、漏水の噴き出し口を中心に土のうを同心円状に積み上げ、この中に漏水を貯留させ、その水圧をもって漏水を抑える工法です。

資料：治水課

● 具体的な施策

(1) 溢水対策の整備推進

浸水被害の解消を図るため、流域を含めた市管理水路などの整備・改修に係る溢水対策計画に基づく対策工事を進め、対策を実施した箇所については効果検証を実施します。

また、北川辺排水機場や溢水対策で整備した排水機場、流末河川への急激な増水を軽減するため整備した調整池の適正な管理と計画的な維持・修繕に努めます。

浸水被害の発生時には、市内の建設業者等で組織する防災協力会等と連携し、資材・重機・作業員の提供を受け、排水作業などを行います。

道路冠水が頻発する箇所について、市民との協働により水防協力を配置し、迅速に通行止めを行い、車両の水没などの二次的被害の軽減を図ります。

市民と一体となった浸水被害解消に向け、雨水貯留施設の設置を促進するとともに、市民との役割分担によって水路や道路側溝の維持管理に努めます。

(2) 県管理河川、土地改良区管理水路の整備促進

近年の集中豪雨や台風に伴う大雨による浸水被害を解消するため、流末である県管理河川について、治川自治体と連携し、河川改修等を県へ強く要望します。

また、市管理水路の流末となっている土地改良区管理の排水路については、土地改良区と連携し、国・県の補助金を活用するなど、整備・改修を促進します。

(3) 利根川・渡良瀬川の洪水対策の促進

洪水被害から市民を守るため、利根川右岸の首都圏氾濫区域堤防強化対策や利根川左岸の堤防整備など、国が進める施設整備の推進について国へ強く要望します。

洪水発生時における市民の一時的な避難場所として、利根川や渡良瀬川の堤防、整備されたスーパー堤防の活用を図るとともに、国が整備する栄・火打沼地区の広域避難地の早期完成を促進します。

(4) 減災対策の推進

利根川・渡良瀬川の洪水の危険性が高まった場合、迅速かつ的確に行動するために策定したタイムラインに基づき、様々な方法と的確なタイミングで、被害を受ける地域以外へ避難する広域避難をはじめ、「いつ」「どこへ」「どのような手段で避難するのか」を周知するなど、市民に正確な情報提供を行い、逃げ遅れゼロを目指します。

利根川及び渡良瀬川の堤防決壊を想定し、安全に緊急避難が行えるよう、市、防災関係団体及び地域住民による実践的な洪水避難訓練を実施し、円滑で的確な避難体制を構築するとともに、市民の防災意識の高揚を図ります。

(5) 水防体制の充実

人命と財産を水害から守り、被害を最小限に抑えるため、水防団による水防訓練を実施し、利根川や渡良瀬川の水位が上昇した場合には、水防団による堤防の巡視、警戒を行い、水害発生の危険性がある箇所でも水防活動を行います。

● 協働のまちづくり

市民との役割分担による道路側溝や水路の清掃などのほか、浸水時の迅速な行動を行うための水防協力員の配置など、市民との協働による安全・安心なまちづくりに努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)	備考
溢水対策計画に基づく対策が完了した割合	37%	79%	
洪水避難訓練の実施地区数	1地区/年	2地区/年	
水防団による水防訓練の実施回数	1回/年	1回/年	

第5項 消防・救急力の強化

基本方針

災害時における被害を軽減するため、消防施設の整備や消防団をはじめとする関係機関の育成、職員教育を充実するとともに、埼玉東部消防組合との連携を強化し、市民の消防に対する意識の高揚に努め、多様化する建築物や危険物施設等に対する防火指導の充実などにより、市民と一体となった消防力の強化を図ります。

また、地域医療ネットワークを活用し、迅速・的確な救急搬送に努め、地域医療機関と連携した救急力の強化を図ります。

現状と課題

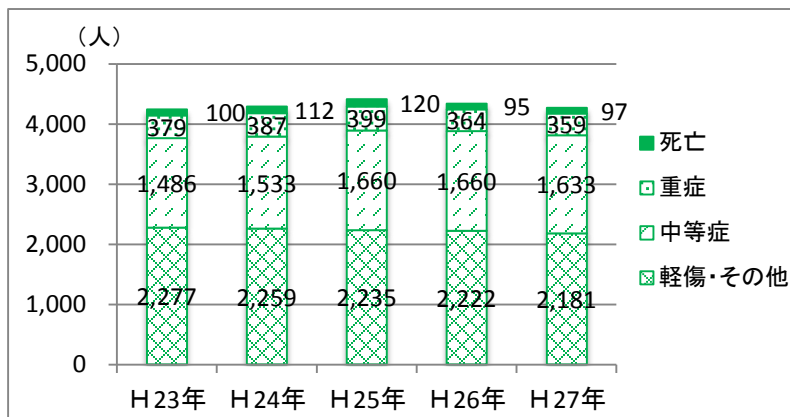
平成25年4月の消防広域化に伴い埼玉東部消防組合が発足され、平成26年5月には新たな加須消防署（加須市防災センターとして三俣コミュニティセンター・三俣公民館と併設）を開署し、消防車両などの計画的な整備に努めてきましたが、災害の複雑化や住民ニーズの多様化など、近年、消防を取り巻く環境は急速に変化しています。この変化に的確に対応し、市民の安全で安心な生活を守るため、消防・救急力の強化が必要です。また、住民サービスの向上のため、引き続き、医療連携など消防・救急体制の基盤の強化が必要です。

消防団は、埼玉東部消防組合と並ぶ本市の消防機関であり、地域防災の中核として消防防災活動に取り組んでいます。しかしながら、社会情勢や住民意識の変化に伴い、消防団員の確保が難しくなる中、活動環境等の整備を図り、引き続き消防団への加入を促進することが必要です。

関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市地域防災計画	24-	災害予防、災害応急対策、災害復旧等への対応について定め、災害から市民の生命及び財産を守ることを目的とした計画
加須市国民保護計画	26-	武力攻撃事態、緊急対処事態などから、市民の生命、身体、財産の保護と避難などを目的とした計画

■ 傷病程度別搬送人員



資料：埼玉東部消防組合

● 具体的な施策

(1) 広域消防体制の充実

埼玉東部消防組合との連携の強化を図り住民サービスの向上や消防体制の基盤の強化を図ります。複雑多様化する建築物や危険物施設については、火災などの災害発生の際に多大な被害を及ぼす危険を有していることから、予防査察を継続し、防火指導の充実を図ります。

また、高機能消防指令センターや加須消防署及び各分署との連携を図り、災害に対し迅速な対応がとれる体制を構築します。

各分署については、必要に応じて耐震補強工事や改修工事を実施し、地域の消防・防災活動拠点施設としての機能の充実を図ります。

さらに、消防水利については、震災や火災による被害軽減を図るため、防火水槽や消火栓の有効的・効果的に整備するとともに適切な維持管理に努めます。

(2) 消防団活動の充実

広報活動や企業への要請による消防団への加入促進を図るなど、消防団の活動を支援します。

また、計画的に消防ポンプ自動車の更新、資機材の充実支援を図るとともに、組織力を高めるための教育訓練を実施します。

(3) 救急体制の充実

埼玉東部消防組合と連携し、救急活動において、傷病者の救命率の向上や予後改善の観点から、傷病の発生から現場到着時間、医療機関における医療の提供時間までの時間短縮を図り、一連の活動を迅速かつ適切に行うために地域医療ネットワーク（とねっと）を活用し、救急体制の充実に努めます。

(4) 消防・救急に対する意識の高揚

埼玉東部消防組合と協力して、様々な防災訓練等において、AED（自動体外式除細動器）を活用した救急救命講習会や消火訓練等を開催し、火災予防や救命処置の意識の高揚を促進します。

● 協働のまちづくり

消防関係機関や団体と協働し、防災訓練や救急救命講習会の促進による地域の消防・救急力の強化に努めます。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
消防団員数	418 人	425 人	「加須市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」に定める定数
AED の公共施設への設置数(貸出用含まず)	80 台	99 台	
昭和 56 年以前建築の消防分署施設のうち耐震化及び大規模改修が必要な施設における実施率	0%	100%	

第6項 消費者のくらしの安全確保

基本方針

消費者のくらしの安全を確保するため、消費生活情報の提供や啓発活動を推進するとともに、消費者団体との連携や消費生活相談の充実による消費者保護に努めます。

また、市民の食生活の多様化に伴い、食に対する不安が増えていることから、食の安全に対する市民意識の啓発を図るとともに、安全な食品や安全な地元農産物の流通を地域で取り組むことに努めます。

さらに、安全で安心な水道水の安定供給のため、需要の動向を的確に把握し、効率的な事業経営や計画的な施設の統廃合を推進します。

● 現状と課題

情報化の進展、ライフスタイルの多様化などによって消費生活を取り巻く環境は大きく変化し、消費者問題は広範化・複雑化しています。近年、インターネットを利用した通信サービスに関するトラブルの相談が増えています。また、高齢者が狙われる消費者被害やトラブルが増えていることから、被害の発生・拡大を防止し、市民が適切、迅速な対応ができるように消費生活相談・指導機能を充実させるとともに、高齢者への見守り活動の取組など、安心した消費生活が送れるようにしていくことが必要です。

近年、市民一人ひとりの食の安全に対する意識は、ますます高まっています。農産物をはじめとする食品の地域内における加工や消費を促進するとともに、安全な食材と信頼できる食品流通の確保が必要です。

一方、市内の水道施設の老朽化が進行し、耐震性の低下が懸念されています。各浄水場の統廃合・耐震化による計画的・効率的な水道事業を推進するとともに、安全で安心な水道水の安定供給の確保が必要で

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市水道ビジョン (加須市水道事業基本計画)	25-34	10年後の水道事業が目指すべき将来像を設定し、実現するための具体的な方策を示した基本計画
加須市消費生活プログラム	27-	消費者のくらしの安全・安心を確保するための施策を定めた長期的な計画

■消費生活相談（平成27年度）

相談区分	件数	取引形態の説明
○苦情相談（取引形態別）	417	
店舗購入	150	出向いた場所で契約・購入等
訪問販売	47	家庭訪問や1日だけの展示会等で契約・購入等
通信販売	146	
マルチ・マルチまがい取引	3	友人を紹介するだけで儲かる・・・
電話勧誘販売	30	
ネガティブ・オプション	1	商品を一方向的に送りつけて・・・
訪問購入	0	
その他無店舗販売	4	露天・屋台等での陳列販売や神社等での展示販売
不明・無関係	36	
○問合せ	26	
合 計	443	

資料：市民相談室

● 具体的な施策

(1) 消費生活の安全・安心の確保

消費者のくらしの安全・安心を確保するため、消費者団体や関係機関と連携し、消費生活センターを核とした消費生活情報の提供や啓発活動を推進するとともに、消費生活相談による消費者被害の未然防止・トラブル解決に努めます。

(2) 安全で安心な食品・農産物の供給

地元農産物の生産拡大と地元消費者への積極的な提供、新たな消費・需要の拡大を促すとともに、事業者の協力を得て安全な食品・農産物の流通促進に努めます。

また、市民が食に関する知識を習得したり、食生活を見直す機会を提供します。

(3) 安全な水道水の安定的な供給

安全な水道水の安定的な供給のため、耐震性の低い石綿セメント管の更新や水圧不足解消に向けた配水管の布設替えを計画的に推進します。また、老朽化した浄水場について、将来の水需要に応じた計画的な統廃合・耐震化を推進します。

● 協働のまちづくり

生産者・販売者・消費者などと協働し、消費者団体などの様々な活動の機会を通じて、くらしの安全・安心への啓発を推進します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
消費生活相談件数	443 件	495 件	
石綿セメント管残存率	9.1%	5.5%	
旧簡易水道残存率	5.2%	2.2%	
有収率	85%	91.3%	

第1項 土地利用と市街地の整備

基本方針

地域の特性を十分に活かし、秩序ある整備と発展を目指すため、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に計画的な土地利用を推進します。

また、若年層、中堅層の定住促進を図るため、良好な住環境を整備する土地区画整理事業や個性ある街並みや街路、公園などの市街地整備を計画的に推進します。

● 現状と課題

市の健全な発展と秩序ある整備を推進するため、地域の持つ特性を活かして都市的機能の分担を図り、総合的・計画的な土地利用を行うことが必要です。特に、中心市街地の活性化が課題となっています。

また、野中土地区画整理事業は平成21年度に区域を縮小して再スタートを切ってから6年を経過したところであり、引き続き関係権利者の理解を得ながら事業を推進することが必要です。土地区画整理事業が終盤を迎えた地区については、事業の早期完了を図る必要があります。

良好な住環境を形成し定住人口の増加を図るためには、「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく民間の土地開発への適切な指導に努め、開発許可や建築確認などの許認可事務を適正に行い、土地利用計画に沿った暮らしやすいまちづくりへ誘導することが必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
野中地区まちづくりプラン	22-34	野中土地区画整理事業の区域縮小に伴い、除外された地区の整備方針
利根川未来パーク構想	—	利根川周辺の多様な資源や機能を活用した魅力的なまちづくり推進の基本となる構想

■ 都市計画法による土地利用の誘導 (ha)

加須市の面積	13,347.0		
市街化区域	1,397.8		
住居系	871.4		
商業系	98.0		
工業系	428.4		
市街化調整区域	9,849.2		
区域区分を定めていない区域	2,100.0		

(都市計画区域区分(平成26年2月4日埼玉県告示第160号)による。)

■ 土地区画整理事業による市街地の整備 (ha)

事業継続中	102.6	
栗橋駅西(大利根地区)地区	39.1	
野中地区	63.5	
事業施行済み(16地区)	655.6	

(平成28年4月1日現在)

資料：まちづくり課

● 具体的な施策

(1) 土地利用の計画的推進

都市計画法や関係する法制度を活用し、地域ごとに都市部と農村部のバランスを取りながら、市全体の活力向上に努めます。

また、中心市街地や新たな開発地域、その周辺地域における適正な土地利用を検討し、「加須市住みよいまちづくり指導要綱」に基づく民間の土地開発への適切な指導に努め、都市機能や居住環境等の維持、改善を図ります。

(2) 都市整備の計画的推進

野中土地区画整理事業については、関係権利者の理解や協力を得ながら、効率的・効果的な事業推進を図り、早期の完了に努めます。

野中土地区画整理事業からの除外地区においては、地元の協力の下、地区整備計画に則って道路、水路、下水道、公園などの公共施設の整備を推進します。

土地区画整理事業における換地処分を終えた地区での清算等の事務を引き続き実施し、事業の完了に努めます。

(3) 居住環境の向上と定住の促進

市外からの転入者及び加須市で親族との同居・近居をしようとする者を対象に、土地開発や住宅の新築・改築等する際の支援として、開発許可申請手数料等の免除、引越費用の一部を補助する居住UIターン促進事業や三世同居しようとする者の住宅リフォーム補助、土地の税制を優遇する三世代ふれあい家族応援事業の実施により定住を促進し、安全・安心の確保と市の活性化を図ります。

● 協働のまちづくり

地域住民や開発事業者などと協働し、住みよいまちづくりを推進します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
建築物の完了検査の実施率	98.3	99%	完了検査申請件数／建築確認件数
道路後退用地整備要綱の適用箇所数	5 箇所	5 箇所	道路後退用地について要綱を適用し、寄付採納、又は無償使用の手続を行った箇所数
建築パトロール等の活動回数	41 回	50 回	
開発許可等支援件数	—	250 件	市内に親族を有し、市内外から転入・転居する方への開発許可等申請手数料の免除件数
三世同居を始めた家族の数	—	60 件	三世同居を目的とした住宅リフォーム等に対する補助件数

第2項 道路・交通網の充実

基本方針

企業などの社会経済活動や市民の日常生活を支え、市の一体性の確保を実現するため、国・県道の早期整備を要望するとともに、市道の幹線道路や生活道路の整備に努めます。

また、誰もが利用しやすい道路とするため、歩道の確保や段差の解消、交通渋滞の緩和など、道路環境の整備に努めます。

さらに、地域公共交通については、民間路線バスやタクシーの維持に努めながら、コミュニティバスについても必要な運行改善を実施し、市民の利便性の向上を図ります。鉄道については、関係機関に輸送力の増強を要望します。

● 現状と課題

加須市と他地域を結ぶ広域幹線道路である国道125号、国道354号、県道北中曽根北大桑線をはじめとする他の路線は、非常に交通量が多いことから、バイパス整備が必要です。

市内各地域を結ぶ幹線道路については、交通の流れをスムーズにさせる国・県道とのネットワークを構築するために、一部幅員が確保されていない箇所などの整備が必要です。

市民の日常生活を支える生活道路の整備や維持補修については、自治協力団体からの要望を受けて実施していることから、整備の優先性を考慮することが必要です。

地域公共交通については、市と民間交通事業者がそれぞれの役割を担いながら、共に地域の公共交通の維持・改善を図っていくことが重要です。コミュニティバスについては、民業圧迫に配慮しながら、運行改善を図り、市民にとってより利用しやすいコミュニティバスにする必要があります。また、鉄道については、通勤・通学者の利便性を向上させるため、直通電車の復活、半蔵門線の延伸など輸送力の充実が求められています。

市の中心部と北川辺地域を結ぶ唯一の橋りょうである埼玉大橋は、平成24年度までに長寿命化対策工事が実施され、今後は定期的な点検の実施が必要です。また、埼玉大橋と共に緊急時の輸送路等「命をつなぐルート」ともなる地域の安全・安心のための（仮称）利根川新橋の整備に向けた広域的な取組を研究しています。さらに、市内の主要幹線に設けられている老朽化した橋りょうの計画的な点検及び修繕が必要です。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
幹線道路網整備計画	28-42	市が整備を行う幹線道路網の事業箇所や実施時期等の計画を明確にして幹線道路網を計画的に整備し、新市の道路ネットワークを構築するための計画
橋りょう整備計画	24-33	橋りょうの長寿命化と耐震化という2つの事業を実施するため、各々の整備方針を定めた計画
加須市地域公共交通総合連携計画	24-33	新たな公共交通体系を設定し、加須市にふさわしい持続可能な公共交通の実現を目指すための計画



道路・公園等ウォッチャー事業による市民の通報に伴う道路点検及び補修状況

● 具体的な施策

(1) 国・県道の整備促進

市内幹線道路における渋滞の解消や安全対策を図るため、国道のうち 125 号バイパスや 354 号バイパス、県道のうち市の中心部を通る都市計画道路幸手久喜加須線、都市計画道路下高柳道地線、東部地域を通る都市計画道路幸手鷲宮加須線、北部地域を通る都市計画道路栗橋大利根加須線、北中曽根北大桑線、加須北川辺線の整備が必要であり、早期整備に向けて国や県への継続的な要望に努めます。

(2) 幹線市道の整備

国道や県道にアクセスする幹線 1・2 級市道については、近隣市や地域を結び、人、情報、物、産業の活発な交流を支えるため、国・県道との「交通ネットワーク」を構築し、通過交通の流れをスムーズにし、利便性と快適性を兼ね備えた道路整備を行うとともに、緊急輸送道路を選定し優先的な整備を行い、誰もが安全・安心に通行できる、人にやさしい道づくりに努めます。

(3) 生活道路の整備

生活道路については、優先性を考慮するため自治協力団体からの要望を加須市生活道路整備事業評価システムによって評価し、市民の日常生活に密着した安全性や利便性の向上など市民に親しまれる道路整備に努めます。

(4) 道路環境の維持・向上

道路・公園等ウォッチャーなどの市民からの情報提供や道路パトロールによって常に道路や橋りょう等の道路構造物の現況を把握し、緊急性や必要性に応じた道路の補修を行います。

(5) 公共交通の維持・充実

現在運行している民間タクシーや路線バスの維持に努めるとともに、交通弱者の足の確保、公共交通不便地域の解消を図るため、公共交通事業者と連携しながら、より一層利用しやすいコミュニティバス「かぞ絆号」の運行に努めます。また、市民の利便性向上のため、東武線の輸送力増強を促進します。

(6) 橋りょうの整備促進

高度経済成長期に集中的に整備された橋りょうの老朽化が進んでいることから、同時期に架けられた埼玉大橋については、長寿命化対策工事後の点検及び修繕を県へ要望します。また、災害等の緊急時における輸送路の確保を図るため、(仮称)利根川新橋の整備について、板倉町及び栃木市等の近隣市町と連携を図り、国や県への要望に努めます。さらに、市内の主要な幹線市道に設けられている橋りょうの総点検、それを踏まえた緊急対策、長寿命化等の戦略的維持管理・更新を実施します。

● 協働のまちづくり

市民と協働し、生活道路の穴埋めや砂利敷きなど簡易な修繕を実施します。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
幹線道路網整備計画延長に対する整備済累計延長	6,145m	12,434m	
橋りょう長寿命化実施数(累積)	7 橋	16 橋	

第3項 身近で便利な市役所づくり

基本方針

行政手続などの電子化や事務の効率化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努めます。

また、日曜開庁や国による「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」を活用したコンビニエンスストアでの証明書の発行など、窓口機能の拡充や真に有効なICTの活用を検討し、市民が便利さを実感できる身近な市役所づくりを推進します。

● 現状と課題

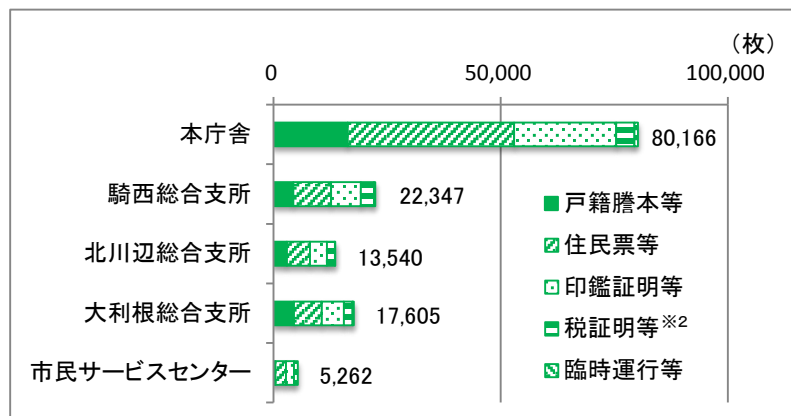
平日来庁できない方への対応として、日曜開庁によるサービスを提供していますが、高度化・複雑化する市民の多様なサービス需要への対応として、さらなる利便性の向上が求められています。

行政事務の効率化・迅速化を図る一方で、高度情報化社会の進展に伴って、インターネットなどを利用した行政手続のオンライン化や市政情報の提供など、市民生活の視点に立った新たなサービスの提供が求められている中、マイナンバー制度がスタートし、個人情報の適切な保護を図るとともに、さらなる市民サービスの充実と利便性に向けた活用が期待されています。

● 関連計画・指針

関連計画・指針名	計画期間	趣 旨
加須市情報化推進計画	26-28	市民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化に向けた情報化施策を推進するため、ICTを取り巻く環境の変化に対応しつつ情報基盤の活用に重点を置いた計画

■ 本庁舎、各総合支所及び市民サービスセンター※1における
証明書等の発行枚数（平成27年度）



※1 加須地域の9公民館と騎西地域の田ヶ谷総合センター及び栗橋駅構内市民サービスコーナー

※2 本庁市民課窓口と、各総合支所の市民税務課窓口での発行分

資料：市民課

● 具体的な施策

(1) 窓口サービスの向上

窓口業務処理の正確性、迅速性の向上とともに身近な地域でサービスが受けられるように既存の公共施設に設けている市民サービスセンターやコンビニエンスストアを活用した証明書等の発行を進めるなど、質の高い窓口サービスの提供に努めます。

(2) 情報基盤の活用と個人情報の保護

安心で快適な市民サービスを提供するため、窓口情報で利用するシステムの信頼性や安定性の確保はもとより、機能の充実や職員の情報活用能力の向上を図るとともに、個人情報の適切な保護のため、サイバー攻撃による情報漏えいの防止などのセキュリティ対策の強化を徹底します。

(3) 電子市役所の推進

インターネットなどを利用した各種サービスの充実や電子申請などのオンライン手続の利用拡大を図るとともに、マイナンバー制度を活用することにより、行政事務の効率化を図り、市民が便利さを実感できる「市民にやさしい電子市役所」づくりを推進します。

● 協働のまちづくり

窓口サービスなどアンケート調査等により把握した市民の声を反映し、本庁舎や各総合支所の行政サービスの向上を図ります。

● 指標

指標名	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
市民サービスセンター等における証明書等の発行割合	13.1%	15%	
マイナンバーカード交付率	2%	30%	

